

低コスト施設園芸研究ネットワーク 定款

第1章 総則

第1条(名称) 本会は「低コスト施設園芸研究ネットワーク」と称する。

第2条(事務局) 本会に以下の事務局を設ける。

1. 事務局 岡山大学農学部 野菜園芸学研究室
安場 健一郎 (〒700-8530 岡山県岡山市北区津島中 1-1-1)

第2章 目的および事業

第3条(目的) 本会は、施設園芸を高度化するための技術開発の支援・普及活動を目的とする。

第4条(事業) 本会は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

1. 施設園芸の高度化を促進するための研究支援。
2. 施設園芸の高度化を促進するための普及・広報活動。
3. 上記に関わる一切の事業。

第5条(事業年度) 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

第6条(役員) 本会には以下の役員をおく。

1. (役職名および定員) 会長1名、世話役若干名とする。
2. (役員の職務) 会長は会を代表する。世話役は、会長を補佐し本会の活動を主体的に支援する。
3. (任期) 原則として2年とし、再任は妨げない。任期は、選出された事業年度の総会の翌日に始まり、任期を越えた事業年度の総会の日で終わる。
4. (選出方法) 役員は会員の推薦または立候補による候補者を、総会の多数決の承認で選出する。

5. (役員の罷免) 会員数の3分の2を超える罷免要求の署名により、役員は罷免される。役員が補充されるまで、他の役員がこれを補う。

6. 補充された役員の任期は前任者の当該任期の残された期間とする。

第4章 総会および役員会

第7条(総会) 総会は、会員の意見を集め、最終的な意思決定を目的として開催される。会長は、事業年度の中で、最低1回の総会を招集しなければならない。総会は、出席者および委任状が会員数の過半数に達した場合に成立する。総会はメーリングリストを利用し、電子メールで実施することができる。

第8条(役員会) 役員は、必要に応じて役員会を開催できる。役員会は、電子メールによる討議に代えることができる。

第5章 会員および会費

第9条(会員)

1. 会員は、第3条に定める目的に賛同する団体(または個人)である。ただし、以下の条件をみたしていることとする。

- 1) 他の会員と法的紛争、これに準ずるトラブルを有していないこと。
- 2) 暴力団もしくは暴力団関係企業などの反社会的勢力およびこれらの構成員もしくは関係者、その他これに準ずるものでないこと。
- 3) その他、会員として不適格とするに相当の理由が認められる場合。

2. 会員は本定款を遵守する義務がある。

第10条(入会手続き) 入会希望者は、参画同意書と参加者情報を事務局に提出し、役員会における承認をもって入会できる。強制退会歴など、相当の理由が認められる場合、入会を拒否することがで

きる。

第 11 条(退会および除名)

1. 退会希望者は、事務局に退会を希望する文書を提出することで退会できる。
2. 会の運営に著しい障害があると認められる会員は、総会での2分の1以上の承認を経て、強制退会させることができる。
 - 1) 本会の活動を著しく妨げる行為を行った場合。
 - 2) その他、役員会において除名すべき正当な理由があると認められた場合。
 - 3) 会員が、第9条に定める条件を満たさないことが判明した場合、役員会の決定をもって強制に退会させることができる。

第 12 条(会費) 本会の会費は0円とする。

第 6 章 守秘義務

第 13 条(守秘義務) 会員は、本会の活動を通じて入手した情報について、本会の活動以外の目的に使用してはならない。また、会員は、当該情報について、会長の事前の承諾を得ずに会員外の第三者に対して開示または漏えいしてはならない。会長の承諾を得て当該者に対して開示する場合であっても、当該者に対して本条項の守秘義務を課すものとする。ただし、以下に掲げる各項目のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

1. 情報を入手した時点ですでに公知であるもの、または情報を入手後、自己の責によらず公知となったもの。
2. 自ら入手した情報によらず独自に創出または発見したことが書面により実証できるもの。
3. 本条の規定は、会員が本会から退会した日又は除名された日(、あるいは本会が解散した日)の翌日から起算して3年間なお有効とする。

第 7 章 責任範囲および個人情報の取扱い

第 14 条(責任範囲) 役員及び事務局は、本規約に定める以外には一切責任を負わないものとする。

第 15 条(個人情報の取扱い) 事務局及び会員は、本

活動の過程において個人情報の委託または提供を受ける場合、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法第57号、その後の改正を含み、以下同じ)、これに関連する法令を遵守するものとする。なお、本規約において「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項記載の意味を有するものとする。会員は、個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、会長に、事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び当該個人情報に係る本人への対応等について報告しなければならない。会員は、ネットワークから退会したとき又は除名されたときは、各種媒体に保管されている個人情報について、直ちに復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄しなければならない。

第 8 章 改定

第 16 条(改定) 本定款の改定は、総会での過半数の賛成で成立する。

(附則 本定款は平成 29 年 4 月 26 日より施行する)

2017 年 4 月 25 日 成立